



議員提出議案第 三 号

米の生産調整と農業再建に関する意見書提出について
右事件について、別紙のとおり総理大臣、農林大臣に意見書を提出する。

昭和五十三年三月二十二日

提出者 三朝町議會議員 福田 家 和

賛成者 三朝町議會議員 徳 田 一 彦

賛成者 三朝町議會議員 坂 出 隆

賛成者 三朝町議會議員 山 本 敏

賛成者 三朝町議會議員 角 本 章

賛成者 三朝町議會議員 政 門 正

昭和五十三年三月廿日 原案可決

三朝町議會議長牧田 禎

米の生産調整と農業再建に関する意見書

わが国農業は、政府による重化学工業中心の産業・経済政策のなかで、つねに犠牲を強いられ、いまや深刻な危機に直面している。加えて、昭和五十三年度から実施予定の四〇万ヘクタール、一七〇万トンという大規模な米の新生産調整政策、農産物の輸入強化など現状無視のわが国農政は、生産農家に強い衝撃を与えるところとなつてゐる。

第一次産業としての農業の健全な発展なくして、第二次、第三次産業の健全な発展はありえないし、また、今日の国際情勢の中にあつては、国民生活の安全保障もありえないといわねばならない。現在の農業危機は、まさに不二の存亡にかかわる重大事である。よつて、政府に対し、左記の事項の実施を強く要望する。

記

一、稲作農家に一方的な犠牲を強要し、農業崩壊に拍車をかける新生産調整については、これを再検討すること。

二、国内農業の犠牲と食糧自給率の低下をもたらし安易な農産物輸入のあり方を改めるこ

と。

- 一、「食糧基本法」を制定し、自給率向上で国民食糧の安定確保をめざすこと。
- 一、農業近代化政策を再検討するとともに、地域農政を確立し、地域における農業経営の再建・発展がはかれるようにすること。
- 一、農山村の社会福祉政策を充実し、住みよい生活環境をつくること。
- 一、農業を民族生存のための基盤産業と位置づけ、長期視点に立つた農業・食糧政策の確立と展開をはかること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十三年三月二十二日

三期町議会